



平成 19 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 クリムゾン
代表者名 代表取締役社長 児玉俊明
(JASDAQ・コード 2 7 7 6)
問合せ先 専務取締役 藤田 潔
電 話 0 3 - 3 5 4 8 - 1 5 1 5

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 16 日開催の取締役会において、平成 19 年 4 月 25 日開催予定の当社第 23 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 7 条および第 8 条第 1 項)

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 14 条)

株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供(変更案第 15 条)

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示することができるよう新設するものであります。

定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第 22 条)

会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 4 月 25 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 4 月 25 日（水曜日）

以上

別紙

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 <記載省略></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 <記載省略></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 <記載省略></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 <記載省略></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数および自己株式の取得)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、70,000 株とする。</p> <p><u>当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 <現行どおり></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 <現行どおり></p> <p><u>(機関の設置)</u></p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、70,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u></p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>端株原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取り</u>その他株式および端株に関する事務は<u>名義書換代理人に取り扱わせ、</u>当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する<u>定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項の場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第 8 条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取り</u>その他株式および端株に関する<u>請求、届出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める。</u></p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備え置き、<u>その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、</u>当社においてはこれを取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">(変更案第 12 条に規定)</p> <p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第 9 条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(<u>招集の時期</u>)</p> <p>第 9 条 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要に応じて</u>招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 10 条 <記載省略></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 11 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する。</u></p> <p><u>商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 12 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(<u>株主総会の招集</u>)</p> <p>第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに随時</u>これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 11 条 <現行どおり></p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第 12 条 <u>当会社の定時株主総会の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>の議決権の過半数をもって<u>行う。</u></p> <p><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第 13 条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p><u>株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 14 条 <記載省略></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 15 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 <現行どおり></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 16 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 17 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p><u>取締役会の決議により取締役社長 1 名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 18 条 <記載省略></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 20 条 <現行どおり></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 19 条 <記載省略></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 <現行どおり></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 20 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 22 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p><u>取締役会の議事録は、10 年間本社に備え置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 22 条 <記載省略></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 24 条 <記載省略></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 25 条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 監査役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 26 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 27 条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 23 条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 25 条 <現行どおり></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 監査役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として</u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 28 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 28 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 29 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 29 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会にける議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p><u>監査役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 31 条 <記載省略></p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 30 条 <現行どおり></p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 32 条 監査役の<u>報酬および退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 31 条 監査役の<u>報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 33 条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 1 年とし、<u>営業年度末日を決算期</u>とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 32 条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 1 年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第 34 条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者、および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 35 条 当社は、取締役会の決議により、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者、および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 36 条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>